

二つの住民運動

TAKAHASHI, Hikohiro / 高橋, 彦博

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会労働研究 / Society and labour

(巻 / Volume)

29

(号 / Number)

3・4

(開始ページ / Start Page)

181

(終了ページ / End Page)

207

(発行年 / Year)

1983-03-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006699>

二つの住民運動

高橋 彦 博

一、はじめに

二、革新文京区民の会

三、プライバシーを守る杉並の会

——その一——

四、プライバシーを守る杉並の会

——その二——

五、住民運動の二類型

——むすびにかえて——

一、はじめに

現代史の分析は限りなく現状分析へ接近する。現状分析の結果としての問題意識を作業仮説とすることなしに現代史の意義ある掘り起こしはありえない。同時に、現

状分析と一線を画したところに現代史の領域が確定される。その結果、現代史の分析は限りなく現状分析へ接近することになる。

この小さな分析は、現代史の領域からする現状分析へのぎりぎりの接近を試みる例になるであろう。分析の素材としては、一九七八年六月から一二月の間に、奇しくも、同時進行した東京都内における二つの住民運動を取り上げることにする。その一つは、「革新文京区民の会」の動きであり、もう一つは、「プライバシーを守る杉並の会」の動きである。偶然にも、まったく同じ時期に進行したこの二つの大衆運動は、内容的にはまったく対蹠的なものとなっている。その対蹠性を抽出することがこ

の小さな分析の目的であり、現代史分析の作業としては、対蹠性の事実認識に留まらざるをえない。これがもし、現状分析の作業であるならば、二つの大衆運動の対蹠性の指摘から、さらに、一定の政策的提言にまですすみ、運動論としての発言をも含むことになるであろう。だが、その種の議論は、ここでは避けられることになる。

分析素材として提示する二つの大衆運動に関する文書資料は、新聞の記事を除き、すべてそれぞれの運動への参加者から提供されたものである。

二、革新文京区民の会

それは、壮大とでもいうべき景観を呈示した革新自治体の崩壊現象であった。京都府知事選挙の結果、一九五〇年からつづいていた革新府政が保守府政に転換することになったのが一九七八年四月であり、横浜市長選挙の結果、一九六三年からつづいていた革新市政が一五年ぶりに保守市政に転換することになったのも、同じ一九七八年

四月であった。一九七八年二月には、沖縄知事選挙の結果、一九七二年から六年つづいた革新県政が消えている。そして、一九七九年四月の統一地方選挙では、一九六七年から一二年つづいた東京の革新都政と、一九七一年から八年つづいた大阪の革新府政が倒壊した。こうして、一九七〇年代前半まで、高揚しつづけた革新自治体の潮流は、一九七〇年代の終りには明らかな退潮傾向を示すに至った。

この革新自治体の崩壊現象は、かつての社会党政権の崩壊と同じ位置づけをもって戦後史に記録されるべきであろう。日本の戦後史において、社会的民主主義政権への接近は、二度試みられて二度失敗した。一度は、一九四七年から四八年にかけての片山・芦田内閣という社会党政権の形態においてであり、二度目は、一九七〇年代前半に急浮上した革新自治体という形態においてであった。総人口の四三％を包含すると計算された革新自治体圏の形成は、社会党政権とは別形態の社会的民主主義政

権への接近を意味するものであったのである。戦後史は、きわめて貴重な実験例を二例、持ったことになる。

ところで、東京都文京区に、「革新都政を發展させ、区政の民主化をすすめる文京区民の会」(略称、革新文京区民の会)が結成されたのはそのような状況下においてであり、一九七八年二月七日のことであった。

文京区民の会は、革新政党主導型でもなければ労働組合主導型でもなく、学者・文化人主導型の住民運動としてその展開が取組まれた。一九七八年十一月に發表された同会の「呼びかけ」文における「この会結成に至る経過」は、「去る六月、区内在住の東大名誉教授檜山義夫氏、劇作家木下順二氏ら、二十一名の学者・文化人が『文京区民の声と力で』革新都政を發展させよう、という『よびかけ』を發表しました。これは美濃部革新都政実現の母体となった『明かるい革新都政をつくる』会を中心に幅広い区民の結集を呼びかけたものです。この『呼びかけ』にこたえて、区内の各市民団体・労働組合

二つの住民運動

や区民有志が集まり、七月と九月の二回、懇談会を開きました」と説明している。ここで、呼びかけ人となった「学者・文化人」二一名に最初に声をかけたのは誰であったのか、すなわちこの運動の第一衝撃人は政党活動家であったのか、組合活動家であったのか、無党派の地域活動家であったのかという問題点が出て来ることになるが、このさいは、運動の形態が学者・文化人主導型であった点を確認するに留まりたい。最初の呼びかけ人二人の「肩書」は次のようになっている。

哲学者、一名。大学の教員(名誉教授も含む)、九名。書家、一名。俳優、一名。邦楽家、一名。劇作家、一名。音楽家、一名。弁護士、一名。交通問題評論家、一名。写真家、二名。団体役員、二名。

革新文京区民の会の「目的と性格」は、次の四点であることが、結成総会における「申し合せ事項(案)」において明らかにされている。

(7) この会の目的は、区政・都政を住民本位のものに育

てていくことにあります。

(イ)この会は、革新都政の発展と区政の民主化をわがうすべての区民・団体の結集をはかります。

(ウ)この会は、個人・個人グループ・団体の別なく考え方の違いを認め合い、それを生かしながら運動をすすめます。

(ロ)この会は、会の目的に賛同するすべての政党へ協力関係を求めます。そして各政党へは、会がまとめた区民の要求が実現するよう積極的に働きかけていきます。

しかし、この四点よりも、より具体的に革新文京区民の会の運動目標を明示している二点があり、それは一九七八年一二月に発行された同会のアピールで明らかにされています。

・昔のような、一般住民の手がとどかない、保守都政に逆もどりしないよう、せつかくみんなのものとなった、革新都政の実績をさらに発展させるために、

来年四月の都知事選挙へむけて、一日もはやく、ほんとうにみんなの味方になる人を選びだそうではありませんか。

・そらぞらしいものでなく、区民の手の中にあって、要望を親身になって聞く区政、区民一人ひとりを大切にする区政、明かるい革新的な区政をつくりあげようではありませんか。それには、みんなの手で区長を選び、育てていく以外に道はないと考えます。

結成総会は、一九七八年一二月七日に開かれ、それまでに、六月の呼びかけ以来、区民懇談会が二回開かれ、準備会が九回開かれたと報告されている。結成総会には区内諸団体を中心に一二〇人ほどが参加し、経過は次のとおりであったとされている。

開会あいさつ

議長団選出

メッセージ、祝電

来賓あいさつ

経過報告

議事。会の申し合わせ、活動方針（提案、審議、字句

のそう入、修正を含めて採択）

代表委員四〇名選出

区民へのアピール（提案、審議、字句そう入を

含めて採択）

代表委員あいさつ

閉会のあいさつ

ところで、この革新文京区民の会の問題点は、どのような活動をしたかにあるといえよう。一九七八年一二月一三日付の文書として「記者発表の要旨メモ」がある。

革新文京区民の会が、わざわざ新聞記者と会見のためにメモを作成し、それを印刷物として残している点が印象的であるが、そのメモによれば「当面の活動」は次の四点とされている（主要部分のみ）。

(ア) アピールを区内全戸に配布するなど、さまざまな形で、会の考えを訴えていきます。

(イ) 都議会与党への申し入れ。「明かるい革新都政をつくる会」への申し入れ。

(ウ) 区政問題に関する提案と運動の展開。

(エ) 区民の心からの意見、真の要望を集約し、その中から課題を明確にして、施策に反映できる形にまとめていきます。

活動方針としてこの四点が挙げられているが、実際には、結成された直後、「記者発表の要旨メモ」を作成している点から明らかなように、新聞記事として報道されることも主要な活動の一つとして企画されていたようである。その「記者発表の要旨メモ」によれば、「会の結成までの経過は次のとおりです」とされ、「今年六月、区内に住む東大名教授榎山義夫氏、劇作家木下順二氏ら二人の学者・文化人が、『文京区民の声と力で革新都政を展発させよう』と呼びかけました。（新聞報道されて、います）」とあって、この会の新聞記事化されることについての強い執着の姿勢が示されている。

革新文京区民の会は、結成の呼びかけを行なった段階で新聞記事となることについて成功した。『朝日新聞』一九七八年六月七日付の報道がそれである。

文京区でもアピール

知事選に革新統一

来春に迫った都知事選を前に、文京区内の文化人らが六日、「文京区内の声と力で革新統一を實現し、革新都政を發展させよう」と呼びかけた。發起人は、劇作家木下順二氏、東京大学名誉教授楢山義夫氏ら二十人。アピールでは、社共両党統一の態勢で都知事選を闘うよう、求めている。

このあと、結成総会その他の動きが記者発表という形を通じてニュースとして認められ、新聞記事として伝えられることはなかったようである。ただし、東京都知事選の動向という政治的文脈の中で革新文京区民の会は位置づけられた。一般紙の紙面において、会の目的はすべて都知事選および文京区長選における革新統一候補選出

のためのものであったととらえられ、その限りでは報道の対象として、その存在が何回か伝えられている。『朝日新聞』一九七八年九月一七日付「79都知事選、おもな動き」の表示がその一例である。

5・13	渋谷区在住の文化人八人、「革新統一」のアピール発表。
15	杉並在住の文化人三十三人、同アピール。
29	中野在住の文化人十七人、同アピール。
6・5	豊島の六人、世田谷の三十四人が同アピール。
6	文京の二十人も。
20	多摩地区の二十一人、同アピール。

また、同じ『朝日新聞』一九七九年一月三十一日付は、文京区長選挙候補選出状況について伝え、革新文京区民の会を社共統一候補選出の場と位置づけている。

文京区現職の遠藤正則氏が昨年十一月の区議会ですらと出馬表明し、意欲を見せているのに対し、革新側の動きは鈍い。遠藤氏には、すでに自民、民社が推薦、

公明が支持を決めており、支援態勢もほぼ整った。

前回、遠藤氏を推薦した社会の動向は微妙、選挙のあと、「反自民を徹底せよ」という下部からの突き上げがあったことや、区労協からの「革新候補擁立を」の要請もあり、今回は現職への相乗りにちゅうちょしている。ただ、区議団はこの四年間、遠藤区政の与党的立場であったこともあり、いちがいに「革新候補擁立」へ突っ走れない事情もある。

前回、単独候補を立てて対決した共産は、社会にも呼びかけ、革新統一候補の擁立を目標に準備を進めている。だが、結論は出ていない。その一方で、区政の革新を求める住民の動きは活発化している。昨年十一月に檜山義夫東大名誉教授や劇作家の木下順二氏ら学者、文化人が中心になって「革新文京区民の会」を結成、住民に参加を呼びかけている。

革新文京区民の会とは、結成されたことそれ自体に意義があった組織のようである。会の存在それ自体に意義

が認められ、大衆運動体としての会の何等かの形の行動が伝えられることはなかった。一九七九年四月、統一地方選挙として行なわれた文京区長選挙の結果は、現職の区長が五九、〇〇〇票で当選、単独で対決した共産党の候補者は一六、〇〇〇票に留まった。『朝日新聞』一九七九年四月一四日付「区長選、候補者はこんな人」は、文京区における共産党の単独候補を革新文京区民の会との関係で以下のように紹介している。

前回、社会党との統一候補擁立の話がまとまらず、党公認として出馬。今回もほぼ同じような経過で、単独候補として立った。相手も同じ現職の遠藤正則氏。

「前は革新の立場を明確にして戦って、それゆえに、今回は、木下順二さんら学者、文化人が革新区民の会を作り『文京にも革新区政を』と、市民運動として革新候補を出そうという機運が高まった。区民の会の候補は目の目を見なかったが、文京区の革新運動の歴史に刻まれる意義あることだったと思う」。自身が立候

補しながらも、革新統一候補を立てようとした革新区民の会の努力を高く評価した。

革新文京区民の会は、しょせんは、統一地方選挙のために考えられた住民運動の一形態にすぎなかったのだろうか。区政への住民参加がうたわれたのも、実は、革新統一候補選出の基盤づくりのスローガンでしかなかったのであらうか。それゆえに、住民参加の内容が具体的に把握されることがなかったのであろうか。

ここで、革新文京区民の会の特徴点といえる諸点を列記しておく。

- (1) 特定政党ではなく、「会の目的に賛同するすべての政党」へ協力関係を求める立場をとった。
- (2) 「会は民主的に運営されるよう心がけ」られ、結成総会では活動方針について「字句のそう入、修正」がなされ、区民へのアピールについても「字句そう入」がなされた。
- (3) 都知事候補の選出、区長候補の選出、そして区政へ

の参加を呼びかけた。

この三点が評価される特徴点であり、次の諸点が、革新文京区民の会の検討されるべき特徴点となっている。

- (4) 会の運営は代表委員制がとられ、全員一致が会の運営原則であるとの確認がなされていない。

- (5) 「区民の会」と言いながら、なぜか、「学者・文化人」を母体とし、その中でも著名人を表面に浮上させている。

- (6) 都知事候補の文京区における選出母体の一つになることを目指すアピールをしながら、同時に、都議会与党、「明かるい革新都政をつくる会」に対し、「革新候補の決定過程は、民主的に都民の声を聞きながら進めるべきである」として、政党レベルにおける都知事候補の最終決定を期待する姿勢を示している。区民の会は、すなわち「草の根」は、革新政党を支える基盤として、両者の関係が縦系列でとらえられている。
- (7) 区政の根幹を住民参加に求めるとしながら、区民の

声について、「心からの意見」「真の要望」を「集約」するとか、「その中から課題を明確」にするとか、「施策に反映できる形」に「まとめ」ていくとか、一般意志の形成を作為する姿勢を示している。この姿勢が、全員一致制の原則を確認せずに代表委員制をとっている姿勢と結びついている。

(8) 「一日もはやく、ほんとうに、みんなの味方になる人を選びだそうではありませんか」とか、「ほんとうの住民参加も実現しているとはいえませんか」とか、「ほんとうの内容を明らかにすることなく保守都政、保守区政に対抗する姿勢のみが強調されている。そして、この「ほんとう」論は、そのまま、「革新文京区民の会」「革新都政」「革新の区長」などという安易な「革新」概念の多発・乱用と結びついている。会の目的である「区政・都政を住民本位のものに育てていくこと」がいかにして「革新」概念と一体化するのか、その内実を明らかにしようとする視点が「呼びかけ」文

や「区民へのアピール」の中に見出されない。また、「保守」をそのまま住民運動の批判対象として設定している認識水準も大いに問題であるといわざるをえない。

右に指摘した諸点は、文書資料に基づくものでしかなく、それも私が入手しえた数点の資料に依拠した議論でしかない。革新文京区民の会の動きは、実際には、以上で見た以上に拡がりのあるものであり、具体的な行動を展開したものであったかもしれない。しかし、私にとつて、革新文京区民の会の推進者であったと思われるK・H氏が、私の質問に答え、「革新という言葉でしか運動を表現できなかった」と述懐していた点が印象深かったことを一言しておきたい。

三、プライバシーを守る杉並の会

——その一——

ある労働学校に講師として参加したとき、私は聴講生

の一人、K・M君から、東京都杉並区における住民登録のための電算機導入に反対する会の運動について話を聞き、私のすすめもあって同君がまとめた記録と分析を、リポートとして読ませてもらう機会があった。また、同君が保存しておいた関係資料をコピーすることも出来た。革新文京区民の会について、推進者のK・H氏が、「革新」概念の枠の中でしか運動を展開出来なかったとしているのに対し、K・M君は、プライバシーを守る杉並会の運動について、その記録と分析のリポートの中で「私」市民から「公」市民への転化」というとらえ方を援用しているのが印象的である。革新文京区民の会とプライバシーを守る杉並の会の比較をある一点で行えば、前者の場合、参加人員は結成集会における一二〇人が数えられただけであるが、後者の場合、三三二、〇〇〇人の署名数が数えられている。

「国民総背番号制に反対しプライバシーを守る杉並の会」(以下、杉並の会と略称)が、住民基本台帳の電算

機による処理について「要請書」を杉並区長宛に提出したのは一九七八年六月九日であった。「要請書」は言う。現在杉並区では、住民基本台帳の電算機による処理が検討されていると聞いています。しかし、住民基本台帳の電算処理が区民のプライバシーの侵害につながり、基本的人権を犯すおそれ強いこと、また、巨額の費用を投じて区民へのサービスがどう改善されるのか、区民の関心をよせる問題が何ら公表されていません。現在の区の姿勢は、密室のなかで電算問題を決定しようとするものであり、とうてい区民に理解をえるものではありません。

私たちは、住民基本台帳の電算処理の問題について区民にすべてを公表することを要求します。当面の問題として、とりあえず区長が以下の問題について回答されるよう要請します。

(1) 電子計算機を導入する目的は何か明らかにされたい。

(2) 電子計算機を導入するにあたって費用の総額を明らかにされたい。

(3) 巨額の費用を投じて電子計算機の導入をすすめるメリットを具体的に明らかにされたい。

(4) 今までの区の出張所、窓口などのあり方が電算機の導入によって、どう改善されるのか明らかにされたい。

(5) 電子計算機処理の現在までの検討結果を明らかにされたい。

(6) 今後、電算処理の問題については、現状を凍結すること。

(7) この問題について公開討論会を開催すること。
ただし六月中。

以上について六月二十日まで文書で回答をされたい。
この「要請書」の内容は、タックス・ペイヤーとしての当然の疑問を自治体行政機関に提起したものとなっている。「要請書」提出の六月九日、「住民基本台帳の電算

機導入を考える区民集会」が開かれたが、その呼びかけの趣旨は、「杉並区が実施を予定している住民記録の電算化は、便利さだけに、目をうばわれると区民の権利が侵害されるという危険な側面をみのがすことになります」と、コンピューター導入に伴う住民記録の統一コード化、すなわち区民の「総番号化」という「危険な側面」に注目することを訴える点に置かれていた。「要請書」も「電子の鎖につながらないために」と題する呼びかけの文も、ともに、コンピューター導入に原理的に反対することを主張しているものではなかった。また、「要請書」も呼びかけの文も、いわゆる学者・文化人の名によるものではなく、あくまでも区民有志の形をとるものとなっていた。

革新文京区民の会は、新聞記事になることを主要な運動目標としているくらいがあり、結果としてその目標はほとんど達成出来なかった。革新統一候補選出のムードづくりという政党がらみの運動方向が読みとられた限り

二つの住民運動

一九二

その運動方向の政治的意義いかにかわらず、新聞記者とデスクの政治感覚がそのニュース化を妨げるという機構が出来上がっているといえよう。ところが、杉並の会の場合、東京都知事選や杉並区長選と関係なく、また既成政党のどの党との直接的な関係もなく、杉並区民の有志の疑問と怒りを組織化し運動化したものであっただけに、記者会見をするまでもなく、その動きは次のように逐一、新聞記事として多くの人の目にふれることになった。夕刊ではあったが第一面で扱われた場合すらあった点に注目しておきたい。なお、以下の記事は、すべて『朝日新聞』掲載のものであり、主に「東京」版の欄によるものである。記事の見出しを一覧するだけで、杉並の会の運動経過が明らかになるであろう。特に注記しないが、この小論における杉並の会の動きの記述は、主として、これらの記事によるものである。

(年月日)	(頁)	(記事の見出し)
'78・7・8	20	住民記録の電算機管理、杉並区が八年計画発表。区民「背番号化」恐れ反発。
7・13	20	三時間にも及ぶ「討論会」、コンピュータ化に反対。杉並区と住民団体。
8・11	(16)	杉並区の住民記録電算処理、区長は討論拒否、住民の反対組織へ強腰。
8・24	(20)	住民記録の電算処理化、禁止の条例案作成、制定めざし直接請求。
9・13	(20) (21)	便利さか、人権侵害か、電算化攻防ヤマ場に。監視機関を設置―区側。署名で徹底抗戦―守る会。
9・15	(20)	電算化に反対、三万人署名へ。住民記録「杉並の会」。

9・22	(20)	杉並区の課税台帳もれ、電産阻止絡み緊迫。区、事実関係の解明へ。電産化反対の直接請求、代表者証明を申請。杉並の住民グループ。「電産化……必ず阻止」、署名活動突入へ決起。杉並で集会。	10・24	(20)	の実態調査。署名二万人に。杉並の電算化、反対直接請求。
9・26	(20)	電産化反対の直接請求、代表者証明を申請。杉並の住民グループ。	11・1	(20)	杉並の電算化反対直接請求、きょう署名簿提出。三万人テコに運動拡大。
9・27	(20)	「電産化……必ず阻止」、署名活動突入へ決起。杉並で集会。			
9・28	(20)	杉並区の電算化問題、「阻止署名」スタート。区議会は導入審議。	11・1	(夕)(14)	三万人の署名簿提出。
9・29	(20)	杉並の住民記録電算化、区議会は「ゴー」。対決強める反対住民。	11・2	(20)	三万署名、背向ける区長。実態調査強行へ。吉武さんら「住民の意思を無視」。
9・30	(20)	「背番号制」動き出す。杉並区議会可決。区民の論議に水。かけ足可決、保護条件にも疑問。	11・7	(20)	杉並区の住民実態調査開始、多い役所信頼型。
10・14	(20)	76%が電算化に賛成。計画発表前の調査で主張。守る会抗議へ、「区民をあざむく」。	11・22	(20)	杉並の電算化禁止直接請求、有効署名は二万七千余。法定の三倍超す。
10・21	(20)	電産化に向け第一歩。来月、区民	12・4	(夕)(1)	背番号制やめよ、条例制定の直接請求。杉並区民。

二つの住民運動

12・5	20	コンピューター禁止直接請求。三万人の重み―住民、全区民の一部―区長。「全国初」に激しいやりとり。
12・7	(20) (21)	プライバシー保護、法的空白いつまで。つる不安「住民背番号」。全国で約七百団体採用、保護条例わずか十七。
12・10	(20)	「区民総背番号制」に反対、主婦150人らがデモ。
12・13	20	杉並の電算化反対直接請求、19日に臨時区議会。区長「否決要望」の意見書。
12・20	20	会期、三日間だけ。杉並の電算化反対直接請求、特別委設置せず。
12・21	(16)	杉並区の電算規制条例案、たった一日で否決。区議教委「保護条例
12・22	(17)	「三万人署名」の疑問に答えず。杉並の電算化反対請求スピード否決。実質審議は八時間。
12・22	(19)	「背番号禁止」を否決。杉並区議会。杉並区の計画では、第一段階は一九七九～八〇年度の二年間で、選挙人名簿、学齢簿、就入学通知、定期健康診断リスト、老人世帯名簿などがコンピューターで処理されることになっていた。第二段階は一九八一～八三年度で、所得、福祉、年金、国民健康保険の照合、利用などが考えられ、第三段階は一九八四～八六年度で、所得、福祉、年金などの情報を相互利用し、オンライン・システムが完成することになっていた。杉並の会は、これに対し、区長との会見、「要請書」の提出、公開討論会の申し入れ、住民集会の開催などでコンピューター導入の「凍結」を求めた。
		杉並の会が、区側とこれ以上話し合っても進展は見ら

れないと判断、「市民として可能な限りの権利を行使する」と区側に對抗する行動展開を決定したのは、区側が新しいコンピュータの抜き打ち搬入を行った段階においてであった。区側は、区長名で杉並の会の「要請書」七項目に対し指定された日に文書回答し、その中で導入問題の「凍結」を「困難」という表現で事実上拒否した。杉並の会と区側との話し合いは五回を数えたが（最終的には一〇回近くとされている）、公開討論会は拒否され、八月一〇日の未明、コンピュータ搬入が実行された。区側の見解を代表する菊地喜一郎杉並区長の見解は「あなたがたは電算化に反対。私たちは実施。討論会を開いても結論はでない」とするものであったという。

杉並の会のいう「市民として可能な限りの権利を行使する」という決意の内容は、コンピュータによる住民記録の一括処理を阻止する条例制定を直接請求することであった。区側は「個人情報保護の保護に関する条例」の制定を準備しており、ここで、区側の保護条例と杉並の会

の規制条例という二つの姿勢が正面から衝突することになった。

規制条例についての説明を見ると、一応は、コンピュータの利用そのものに反対するのではなく、「電子計算機の運用の仕方」にプライバシーを守る立場から「制限をつける」趣旨のものとなっている（「杉並の会ニュース」第三号）。しかし、杉並区長は杉並の会の要請の基本が「電算化に反対」する点にあるととらえ、共産党杉並区議団の見解も、『『規制条例』（案）は、すでに十年前から使用されている現在の電算機利用も含めて、電子計算機利用そのものの禁止条例となる」と指摘するものとなっていた（「区議会報告」十二月二十八日付）。

杉並の会の出発点における「要請書」の内容が、コンピュータ導入に伴う諸問題について、区民の立場からする疑問の表明であったにもかかわらず、その疑問の表明が大衆運動の実態を備えるにつれ、内実としてはコンピュータ導入阻止の動きに転化され、しかもその転化

の過程が透明なものではなく陰微なものであったとすれば、そこに杉並の会の一つの大きな問題点があることになる。しかし、ここでは、その問題点の検討の前に、前節で見た革新文京区民の会と、杉並の会の、以上の経過をふまえた段階でとらえることのできる異質性を確認しておきたい。

革新文京区民の会は、結成総会に一二〇人の結集を見た。ところで、杉並の会の場合は、九月二六日の区民大集会に約七〇〇人が集まり、十一月一日、区に提出した条例制定の直接請求には三一、六九一人が署名している（有効署名はのちに二七、七八四人と計算された）。この直接請求のための署名運動には選管から選挙権者であることの確認を受ける受任者（署名集めの担当者）が必要とされるが、この受任者になることを一〇月二四日段階で、主婦や学生ら一、〇三六人が申し込み、最終的には一、二〇〇人近くになると見込まれた。また、一二月九日の区民集会では、主婦ら一五〇人がデモ行進を行なっ

た。

住民運動としての杉並の会は、明らかに大衆運動としての実質を備えていた。革新文京区民の会の場合、住民運動としての形をとりながら大衆運動としての内実が備わっていなかったと言わざるをえない。この二つの住民運動の質的差はどこから出て来ているのであろうか。

杉並の会の場合、ブライバシーの保護という、区民一人一人の立場における具体的で切実な要求が原点になっていた。そして、運動の原点に市民的自覚に裏付けられた個人の自発性があったがゆえに、運動の総体が自然発生性を基底にたたえる性格のものとなっていた。杉並の会の運動を、市民型住民運動とすれば、その特徴は原点における市民的自発性であり、運動展開過程における自然発生性の基底化であり、創造的で活性化された運動展開であった。革新文京区民の会の場合、革新統一という大乗的命題が出発点であるとともに到達目標とされていた。この学者・文化人主導型住民運動の場合、自発性、

自然発生性、したがって運動の内実と形態の多様性が示されることがほとんどなかった。

四、プライバシーを守る杉並の会

——その二——

市民型住民運動に類型化できる杉並の会であったが、いわゆる学者・文化人を運動の先導者とするあり方を全面的に否定し切っていたわけではない。直接請求の代表者には「評論家吉武輝子、同中野好夫、弁護士佐々木秀典、東京西ブロック春闘共闘会議議長山中平治」の四氏の名が挙げられている。もっとも、吉武輝子氏は、杉並

の会の初めからの代表者であり、中野好夫氏の場合は、次のような経過で代表者の一人となっている。「私はほかの人たちと違い、コンピュータの利点も認めるので導入にすべて反対、というのではない。だから当初『杉並の会』にも入らなかったが、区長と住民の交渉のテープを聞いた結果、区長のあまりにも自信たっぷりな態度

に驚き、これではいけないと思った。」

中野氏の場合、解明を要する第一衝撃があつて、そこで著名人として名を連ねたという経過を辿っていない。それにもせよ、いわゆる著名人としての学者・文化人を先導者とするのが運動に重みを与えると考えられているのか、何等かの権威づけになると計算されているのか、宣伝効果の意味を持たせられているのか、杉並の会の場合もそこが問われるべき点となっていることは確かなのである。以下、そのような、何点かの、杉並の会について検討を要すると思われる問題点の所在を指摘することにした。

中野好夫氏が、コンピュータの導入にすべて反対という立場ではない、と述べたのは一二月四日、規制条例の署名簿を区側に提出したときのことであつた。そして、その際、請求代表者と菊地区長との間では次のような激しいやり取りがなされたという。

吉武輝子「これまでの区長のやり方は高圧的だ。三万

人近い署名の重みをどう思うか。直接請求が成立したのだから電算化計画を凍結して。」

菊地区長「あなた方こそ高圧的だし、被害もう想的だ。

五十三万区民全体からすれば、三万人は一部

一部だからといって、意見は軽視しないが

……。」

佐々木秀典「法令の定めや公益の必要がある場合、区は個人情報を外部に提出できる規定になっているが、公益というようないまいな決め方では保護の名に値しない。」

菊地区長「皆さんから出された条例案をよく検討し、

これからの運用で参考にできるものがあれば検討したい。」

右のやり取りの中で、吉武代表が、「凍結」を、コンピュータ導入に伴う諸問題についての疑問解明の意味で求めているのではなく、コンピュータ導入阻止の意味で求めていると受け取れる点が注目される。ところが、

中野代表や佐々木代表は、プライバシーの保護に力点を置いた主張を述べている。杉並の会の内部において、運動の方向は多様に理解され、その多様性を包摂したまま、杉並の会の運動は展開されていたのである。

自治体として住民記録の電算化、すなわちコンピュータの導入による統一コードの使用は、東京特別区の場合、一九六六年の中野区から初まり、一九七八年までに、豊島、江東など、二三区のうち一四区に波及していた。

一四区が「総背番号化」したといえる。そして、そのような動きの一端として、杉並区の場合も、新型コンピュータの導入による住民記録の統一コード化を計ったわけであるが、杉並区の場合、住民の有志の反対運動が活発に展開され、直接請求による規制条例制定が問題になるという東京都区内における最初の例を示すことになった。そして、ここで、杉並の会が要求した規制条例の内容が問題になる。

全文二一条からなる「個人情報保護のための杉並区電

子計算組織運用規制条例案」は、①区はコンピュターによって個人情報の一括処理は行わない。②統一コード（区民背番号）の使用、区民マスター（住所、氏名、生年月日など基礎データを記録したもの）の作成は行わない。③個人情報情報のコンピュター処理は各業務ごとに行うことにし、複数の業務を結合しない、などの内容によって、「ひとことといえ、コンピュターを大型ソロバンと使うことは認めるが、それ以上進んだ使用方法は認めない」というもので、「事実上、同区が進めている電算化計画の禁止を求める条例案」であると受け取られた（『朝日新聞』一二月四日、夕刊）。

杉並の会は、たとえば六月九日の集会が、「住民基本台帳の電算機導入を考へる、区民集会」としていたように、主なあり方としては疑問を解くための運動であるという枠組を保持していた。ところが、八月三〇日付の『杉並区広報』に反駁する杉並の会のチラシに見られるように、突如、「住民記録の電子計算機による処理を行わせない

ため……」と、コンピュター導入阻止論に突然変異する場合があった。この変異が、そのまま規制条例の内容となって表われていたと見ることができよう。杉並の会にあっては、住民記録へのコンピュター導入に伴うプライバシーの侵害を防ぐという本来の目的に、行政機関に対するコンピュター導入を原理的に拒否するのだという特定の立場が、整理されないまま組み込まれていたと見ることができよう。

導入阻止か、危険防止か、は、そのまま、社会党と共産党の対立点になっていた。区側の保護条例に反対し、杉並の会の規制条例に賛成したのは社会党であり、区側の保護条例に賛成し、杉並の会の規制条例に棄権したのは共産党であった。革新文京区民の会もそうであったが、杉並の会の場合も、そこは革新統一の場にはならなかった。そして、革新文京区民の会の場合、共産党の主張の場となったが、プライバシーを守る杉並の会の場合、社会党の主張の場になった。だが、社共対立の側面は、わ

れわれの分析にとって重視される経過とはならない。

むしろ注目されるのは、杉並の会の場合、一九七九年四月の統一地方選挙直前であったにもかかわらず、東京都知事選や杉並区長選との関連で運動の方向が至められることがなかったことである。杉並の会の運動の参加者でありこの運動のリポートの作成者であったK・M君は、「政党や組織が外部で支援活動を行うことがあっても、運動の主体は、杉並の会であって、選挙とか政党活動とは、一切関係ない」と記録している。その通りであったのであり、杉並の会は、規制条例制定の直接請求を行ったあと、その結果、開催されることになるであろう臨時区議会へ向けての対策として、ようやく「区議会各派に説得工作」を続け、「中央の各党」に対してもプライバシー保護をどう考えるかとの問を發する方針をとるに至っている。杉並区長選との関係では、「住民記録の電算化」問題で社会党と共産党が対立し、その「シコロ」が残って社共統一候補問題が「難航」と伝えられており

『朝日新聞』一九七九年二月一日）、統一地方選挙への布石として杉並の会の動きが位置づけられることはなかった。政治的党派である限り、選挙における集票効果を計算することなしに杉並の会のような住民運動に加わることはありえないといえるであろうが、少なくとも、そのような計算を表面化させることを許さず、そのような計算にもとづく言動をした党派は、その限りで見放される雰囲気や杉並の会の運動にはたたえられていたようである。その点も、革新文京区民の会と異質であったのであり、ここで大衆運動と革新政党との関係は縦系列においてではなく横の関係において理解されていたといえよう。

既成政党との関係を、いわば脱政党の意識で、醒めたとらえ方をしていた杉並の会は、条例制定の直接請求など、住民自治を直接民主主義の理念で追求する姿勢をとっていた。住民記録の統一コード作成について、プライバシーを守る立場から、保護条例にあきたらず、規制条

例という形で暫止めをかけようとし、そのさい、コンピュータ導入阻止を企図する立場を思わず露出させてしまった局面などは、直接民主主義追求の運動にありがちな、理念の情念化による心情ラディカリズムが露呈した局面であったといえよう。そのような、直接民主主義の理念が直接民主主義の形式のみによって追求される場合に生ずる問題点が、杉並の会では次のような形においても見受けられた。

地方自治法第七十五条によれば、地方自治体の選挙権者は、自治体構成員（選挙権者総数）の五〇分の一以上の連署を以て、条例の制定を請求することができるし、自治体の長は、この請求を受けたならば直ちに議会を招集しなければならないことになっている。杉並の会はこの権利を行使した。杉並区の有権者総数は約四〇万二、〇〇〇人であったので、三万を超える署名数は直接請求の法定署名数（約八、〇〇〇）を三倍以上も上回ったことになる。ところで、杉並の会は、三万を超える署名数に

ついて、「電産化に反対するのは、区民の一部だけの声ではないことが実証された」「三万人の背後には、電産化に反対の何十万の区民がいる」ととらえていたことが伝えられている。これに対し、区側では、直接請求の署名簿を受け付けたさい、菊地区長が述べたとされているように「三万人が署名しても、区内の四十万有権者からみれば一部にすぎない」と受け止めているのであった。条例制定の直接請求は、法定署名数の三倍を越えて三万余も集まった。しかし、これは区内有権者の五〇分の一の三倍という意味しか持たないものであったのか、それ以上の意味を持つものであったのか、という問題点がここで浮上することになる。

区側が、三万の署名は、有権者四〇万の一部分にすぎない、と言いつけるのには、それなりの根拠があった。一〇月一三日に区側から公表された『区政に関する意識と実態』によれば、杉並区民の七六％が住民記録についてコンピュータを導入することに賛成なのであった。こ

の調査は、行政実態調査としてこれで九回目のものであり、調査対象は二十歳以上の一、四〇〇人、面接方式で回収率は八〇・四％とされている。

問「行政サービスの向上、事務処理の能率化を図るため、区民の皆さんのお名前や住所、世帯人数などの情報を電子計算機に入れることを考えていますが、あなたはこのことをどう思いますか」

答えの集計――

「大いに賛成である」二六・六％

「プライバシーが守られれば賛成である」四九・六％

「あまり賛成でない」四・四％

「反対である」三・六％

「わからない」一六％

このアンケート調査の結果について、杉並の会は、「わずか千四百人の区民アンケートの結果で、七六％の区民が電算化に賛成しているという区長のことばはスジ

が通らない。しかも七六％の大多数はプライバシーが守られるならという条件つき賛成だ」と見るものであったという。確かにそうであって、「プライバシーが守られれば賛成である」とする約五〇％の部分は、無条件でコンピュータ導入に賛成しているわけではない。しかし、この五〇％は、中野好夫氏の見解に代表されるように、コンピュータ導入に絶対的に反対しているわけでもなかった。杉並の会が、もしこの五〇％に注目するのであれば、実質的に導入を拒否する内容の規制条例を請求する方向とはもう少し違った運動方向で会の足並みを揃えるべきであったことになる。それに、一、四〇〇という標本数による区民アンケートの結果は、一、四〇〇人の意見に留まるものではなかった。

九月二九日、杉並区議会は、区側から提案された電算化の予算、ならびに保護条例を原案通り可決した。杉並区において住民記録がコンピュータで一括処理されるシステムが採用された。このシステムを作動させる第一

歩として、一月に入るとともに区内全世帯を対象とする住民実態調査が取り組まれた。この調査は、住民基本台帳の内容を、約八〇〇〇人の調査員が二二万七、〇〇〇世帯を訪問することによって確認する作業で、その結果がコンピューターにインプットされるものであった。そして、この住民実態調査は、はからずも、先の標本数一、八〇〇の行政実態調査の結果を現実と照合する悉皆調査（全数調査）の役割を果たすことになった。

一月一二日、区側が行った中間集計発表によれば、二二万八、〇〇〇世帯に対し調査表を配布できたのは二〇万七、〇〇〇世帯であり、このうち、二万一、〇〇〇世帯が基本台帳の訂正を要する世帯であった。そして、この住民実態調査に対し、「区の電算化計画に反対などの理由」で調査拒否した世帯は四二三で、全世帯の〇・一八%という結果が出たのである。おそらくは、この四二三世帯が、コンピューター導入絶対阻止派の実勢を示すものであった。規制条例の直接請求三万署名の内訳は一

様なものではなく、『朝日新聞』が解説するように（一九七八年九月一三日付）、「守る会の内部でも人によってプライバシーについて意見が分かれる」のであり、三万人を越えた署名を「電産化に反対」と一括するとならば方には飛躍があり、ましてや、三万の署名の背後に「電産化に反対の何十万の区民がいる」としたとするならば、それは暴論でしかなかったといえよう。同時に一、四〇〇の標本を「一、四〇〇人の意見」と同質にとらえ、それに三万の署名を対置する発想も暴論であったといえよう。杉並の会における直接民主主義の理念の追求は、署名と交渉という直接民主主義の形態によるものであった限りにおいて、アンケート調査、区議会における多数決などという、代表制民主主義としての形式民主主義の枠を突破できなかったのである。

〔付記〕

行政管理庁は、一九七四年、行政管理委員会に「行政

機関のコンピュータ利用に伴うプライバシー保護に関する制度の在り方」について諮問し、同委員会は一九七五年、中間報告を発表し今日に至っている。なぜ中間報告のままで終ったのかといえ、個人情報システムの公示、行政機関相互間の情報提供については個人の同意を必要とする、などの規制が必要と考えられたが、「日本では行政機関の有する情報が原則的に非公開で、公務員に守秘義務がある。……プライバシーの内容そのものを定めることが困難だし、関連領域が多岐にわたる」というのが「引き続き検討」する理由であった。

一九七六年十一月、政府は事務次官会議で「電子計算処理データ保護管理準則」を申し合わせ、全国の自治体に「準則」を守るよう行政指導しているが、この「準則」の内容はデータの保存管理が中心でプライバシー保護からは「ほど遠い」ものであった。

一九七六年には、「国民総背番号制に反対しプライバシーを守る中央会議」（代表、伊達秋雄弁護士）が「個

人情報保護条例」のモデルを作り、全国の自治体に制定を働きかけた。全国市（区）町村三、二七九のうち、コンピュータを導入しているのは二、七二六（普及率八三％）とされている（自治省調べ）。このうち、住民記録を統一コードに収めているのは六八四とされている（一九七八年四月一日現在）。だが、何等かの内容の保護条例を定めているのは一七団体にすぎない。都内では一四区が「総背番号制」をとっているが、保護条例をもってゐるのは杉並区を含め六区にすぎない。また、その保護条例の内容は左表のように多様である。杉並の会の規制条件はもっとも厳しいものとなっている。それは(3)(7)および(9)の項目に示されるように、実質的にコンピュータ導入禁止条例といえるものであった（『朝日新聞』一九七八年二月七日付による）。なお「プライバシーを守る中央会議」の「保護条例」モデルは、一九八二年に補完されている。

規 定 項 目	杉並区個人情報保護条例	住民直接請求条例(案)	中野区管理規定
(1) 記載事項の制限	思想、犯罪などを制限	健康状態、職業なども含んで制限	思想、人種などを制限
(2) 結合の禁止	国、他の地方公共団体等との結合禁止	国、他の地方公共団体等との結合禁止	—
(3) 外部提供制限	法令の定め、公益以外、提供制限	無条件で外部への提供制限	法例の定めあるとき以外、制限
(4) 開示、訂正、削除	開示、訂正を認める	開示、訂正などを認める	—
(5) 公表制度	記録項目、主な業務処理を公表	入力項目、利用状況などを公表	記録項目、利用状況を公表
(6) 審議会ないし委員会	区民、区議らに委嘱	公募した区民で構成	—
(7) 情報収集、使用	—	本人の申告、本人の同意による	—
(8) 情報保存期限	—	保存期間を明示	—
(9) 統一コード禁止	—	統一コード禁止	—
(10) 業務委託禁止	—	業務委託禁止	—

五、住民運動の二類型

— むすびにかえて —

住民運動の展開と既成政党との関連を見つめていた革新文京区民の会の場合、住民自治の理念は代表選出の過程（統一地方選挙）を媒体として具体化されるものという見通しに立っていた。「みんなの手で区長を選び、育てていく以外に道はない」とする区民へのアピールがその考え方を表明している。しかし、革新文京区民の会の場合、運動の基点に行動に起ち上がった住民の個性的な自発性を見出すことはできない。

杉並の会の場合、「プライバシーを守る」という原点における自発性の存在が、住民の具体的な疑念の提起という形で運動の外側から良く見えるものとなっていた。したがって、運動の全体は、コンピュータの導入についての条件提示なのか、絶対阻止なのかについて混乱が発生するほど、多様性を帯び、それだけに自然発生性に満ちあふれているものである。

った。既成政党の直接関与を排除し、都知選や区長選と距離を置いたところで運動を展開する姿勢も、大衆運動としての性格を保持することに寄与し、杉並の会の動きは、革新文京区民の会には見られることのなかった大衆参加の運動として成功することになった。ただし、杉並の会の場合、運動の中核部分が行政機構への怒りに身をゆだねた形になり、区民の多数の政治感覚と結び付いた効果的な運動を展開することができなかった。

こうして、われわれは、革新文京区民の会とプライバシーを守る杉並の会という二つの住民運動に、一九七〇年代から八〇年代への転換点における大衆運動の二つの型を見出すことができる。一九七八年六月から一二月という同じ時期に発生し展開された二つの住民運動は、大衆運動の内容としてまったく対蹠的であり、この二つの型とは、両極分解した二つの型であるように見える。しかし、われわれは、二つの型への両極分解を運動史の視点でとらえ、その分解の構造をとらえておかなくてはな

らないであらう。

「六〇年安保共闘」の一語で代表することのできる革新統一戦線の原型は、「丸抱え・幅広の運動」であることの特徴としていた。そこでは、大衆運動とは大衆動員の別名になっていた。そのような機関中心主義の障壁を乗り越えた大衆運動は、住民運動であり市民運動であるとされ、革新統一戦線論とはもう一つ別の基軸で展開される運動局面であるとされていた。だが、革新統一戦線論の展開が、第一の原型としての「六〇年安保共闘」態勢から、第二の原型としての住民運動・市民運動の経験を経まえ、第三の原型を見出す可能性がないわけではなかった（拙稿「日本型統一戦線論」『講座現代資本主義国家③』一九八〇年、所収、を参照）。この可能性を見ないと二つの住民運動は大衆運動の両極分解ととらえられて終りとなる。革新文京区民の会型住民運動が、プライバシーを守る杉並の会型住民運動に沈潜したあと、第三の型を生み出す可能性がないわけではなく、むしろ、運

動史の流れからすれば、その方向が基軸であると確認できるのである。しかし、これ以上、両極分解の構造をとらえて、両極分解現象の克服の方策を検討することは、ここでは避けなければならない。

一九七九年四月における統一地方選挙の結果は、革新自治体の崩壊現象を明示するものとなったが、それ以降、革新統一の表現は空虚な響きを持つものとなっている。

一九七九年一月から一九八〇年一月にかけて、公明党と民社党、公明党と社会党のあいだに中道連合政権構想を内容とする協定が成立した。このトライアングル方式による中道連合政権構想において、「革新」の一語は完全に姿を消している。同時に、共産党に対しては、明文をもって排除の姿勢が確立されている。

そして、一九八〇年から一九八一年にかけて、今度は、公明党を軸とする民社党、社会党の中道政権三角同盟に對峙する構えの新たな動きが示されることになった。まず、一九八〇年三月、共産党が「革新統一」を呼びかけ

る。一九八一年五月、この共産党の呼びかけに呼応する形で「平和・民主主義・革新統一をすすめる全国の懇話会」が発足する。こうして、かつての革新勢力は、中道転化勢力と革新護持勢力に両極分解を遂げたのである。

一九八〇年六月の衆参同時選挙における自民党の安定過半数議席獲得は、このようなかつての革新勢力の崩壊過程に出現した一現象にすぎなかった。

以上のささやかな分析が企図したのは、一九七〇年代まで高揚したかつての革新勢力が、一九八〇年代において両極分解を遂げる前夜の状況において、東京の地域レベルで展開されていた住民運動の実態を把握することであった。それは一九八〇年代初頭に明らかとなった革新勢力分解の一つの過程を、地域レベルの動向で確定する意味を持ったはずである。

(一九八二・八・一五)